

岩手県告示第761号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和2年12月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 処分をした年月日 令和2年12月4日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号又は名称 株式会社翔建設
 - (2) 主たる営業所の所在地 花巻市松園町373番地12
 - (3) 代表者の氏名 菊池譲
 - (4) 許可番号 岩手県知事許可（般-30）第40145号
- 3 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実 2(1)に掲げる者の代表取締役は、令和2年10月8日に盛岡地方裁判所花巻支部から道路交通法（昭和35年法律第105号）違反により懲役1年、執行猶予3年の判決を受け、同月23日にその判決が確定している。このことが、法第29条第1項第2号に該当すると認められる。